

陳情 28-48 (写)

東京地下鉄株式会社の変電所建設についての陳情

陳情の趣旨

私は、台東区花川戸1丁目12番で飲食業（賃貸物件にて）を営んでおります。平成28年8月9日に当店目の前の隅田公園内に変電所建設、隣地に換気設備・機器室用ビル建設、地下鉄延伸工事の説明を受けました。

昨今、事故、火災、陥没など、あらゆる予測を超えた事例が頻発しております。変電所についても同じことが起きないとは誰も言い切ることはできません。精神的・肉体的健康被害も然りです。そのような施設を住民の場、子供たちの場、そして台東区の誇る桜の名所隅田公園内に建設しても良いのでしょうか。

当店は近隣にお住いのお客さま、お子さま連れのお客さまのご来店も多く、変電所が認められた場合、先述のような内容から売上に大打撃を受けることが容易に予想できます。お客さまに不安を与え、営業が困難になり、これまでに築いた安定を無にする可能性があります。これに対し、東京地下鉄株式会社は一切の補償をしないとのことでした。賃貸物件で営業している当店にとって死活問題です。

私たちが個人事業者を支援する側の区、住民の健康を守るべき側の区が正しい判断・処置をすることを心より願っております。

台東区議会におかれましては、下記の内容について東京地下鉄株式会社へのご指導を頂きたく、お願い申し上げます。

記

1. 変電所は、店舗及び住戸への影響がない箇所へ建設してください
2. 変電所は、周辺住民、隅田公園利用者への影響がない箇所へ建設してください
3. 変電所が、どのような事態の起因になり得るかを全て調査し、被害想定・被害規模・被害対策・被害補償などを明確に提示してください

平成28年11月14日

台東区議会議長

太田雅久 殿